

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.5%
全職員	69.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	92.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	93.9%
26～30年	91.8%
21～25年	86.5%
16～20年	89.1%
11～15年	89.7%
6～10年	94.5%
1～5年	96.3%

【説明欄】

男女の給与の差異は次の理由が挙げられる。

- ①扶養手当は、男性が受給している場合が多い。
- ②男性は、常勤職員（正職員）の割合が高く、会計年度任用職員など常勤職員以外の職員は、常勤職員に比べ給与水準が低く、女性の割合が高い。

※常勤職員よりも短い勤務時間の職員は、常勤換算した職員数により平均給与額を算出

- * 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員のこと。
* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象年度までの年度単位で算出している。